

第 1 1 章 津波避難計画

第 1 節 総 則

1 目的

この計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの最低3日の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

3 用語の意義

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 浸水域

海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域。

(2) 浸水深

陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ。

(3) 津波水位（津波高）

津波来襲時の海岸線での海面の高さ（標高で表示）。

(4) 基準水位

津波浸水想定浸水深に、津波が建物等に衝突した際のせり上がりの高さを加えた水位。

(5) 津波浸水想定区域

最大クラスの津波の悪条件に発生した場合に、想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するもの。

(6) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）

津波が発生した場合に住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域。

(7) 津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）

津波災害警戒区域のうち、津波が発生した場合に建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域。

(8) 津波影響開始時間

地震発生直後の海面（初期水位）に±20cmの変動が生じるまでの時間で、人命に影響が出るおそれのある水位変化を生じるまでの時間。

(9) 津波第一波到達時間

海岸線において、第一波の最大到達高さが生じるまでの時間。

(10) 最大津波到達時間

海岸線において、津波最大到達高さが生じるまでの時間。

(11) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、大樹町が指定するものをいう。

(12) 避難目標地点

津波の危険から、とりあえずの生命の安全を確保するために避難対象地域の外に定める地点で、住民等が設定する避難の目標地点をいう。

(13) 避難路、避難経路

避難するための経路で、大樹町や住民等が指定・設定するものをいう。

(14) 避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に大樹町が指定するものをいう。

(15) 避難困難地域

津波の到達時間までに避難対象地域の外、又は避難場所まで避難することが困難な地域をいう。

(16) 避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた人が緊急避難する建物で、市町村又は自主防災組織等が指定又は設定するものをいう。

※ (13) を総称して「避難経路」、(12)、(14)、(16) を総称して「避難先」という。

第2節 避難計画

1 津波到達時間の設定

本町では、道が作成した津波浸水想定区域の結果を勘案し、津波影響開始時間を地震発生から13分～23分、最大津波到達時間は、35分～39分とする。

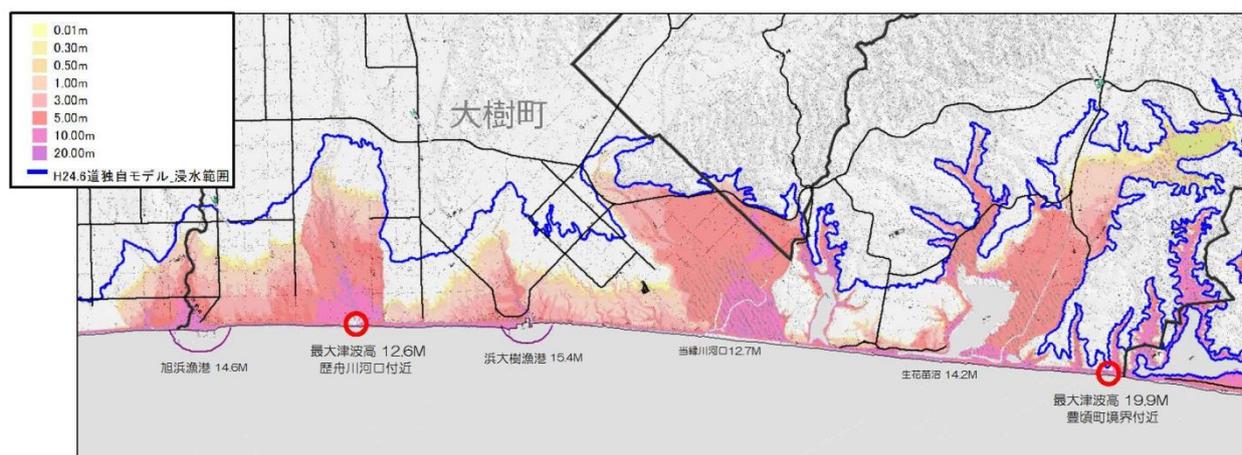
地震の発生場所や規模によっては、到達までの時間が異なるので、大規模な地震が発生したら直ぐに、可能な限り海岸線から避難すること。

津波影響開始時間 : 22分～23分 (+20cm以上)

最大津波到達時間 : 35分～39分

想定する最大津波高 : 19.9m (大樹町と豊頃町の境界付近)

津波浸水想定について (最大浸水深分布と海岸線の津波高分布)



市町名		広尾町	大樹町	豊頃町	浦幌町
最大津波高 (T.P.m)		12.5 ~ 25.4	12.6 ~ 19.9	10.1 ~ 22.3	12.3 ~ 21.7
影響開始時間 (分)	±20cm	4 ~ 23	13 ~ 23	7 ~ 23	4 ~ 22
	+20cm	4 ~ 23	22 ~ 23	21 ~ 24	20 ~ 22
(参考)最大津波到達時間(分)		30 ~ 40	35 ~ 39	35 ~ 39	34 ~ 39

※ 津波影響開始時間の±cmは、引き波等で海面に変動があるものであって、陸域に波が遡上する時間ではない

2 津波避難計画

避難対象避難対象行政区、避難目標地点、避難経路、避難場所、避難困難地域は次表のとおりとする。

(令和6年1月31日)

避難対象 行政区名	避難目標地点	避難路 避難経路	避難場所	避難困 難地域	備考(自動車の 利用等)
旭行政区 41世帯 99人	中島地域コミュニティーセンター	道道旭浜大樹 停車場線	中島地域コミュニティーセンター	—	津波到達予想 時間からして 自動車の利用 が必要
中島行政区 59世帯 108人	中島地域コミュニティーセンター	道道旭浜大樹 停車場線	中島地域コミュニティーセンター	—	〃
浜大樹行政区 42世帯 95人	歴舟地域コミュニティーセンター	町道浜大樹線	歴舟地域コミュニティーセンター	—	〃
美成行政区 13世帯 31人	歴舟地域コミュニティーセンター	町道美成7号線 国道336号線 道道清水大樹線	歴舟地域コミュニティーセンター	—	〃
更生行政区 12世帯 21人	歴舟地域コミュニティーセンター	町道更生基線	歴舟地域コミュニティーセンター	—	〃
晩成行政区 40世帯 65人	晩成行政区会館	道道わかやんト線 町道わかやんト線	晩成行政区会館	—	〃
生花行政区 28世帯 55人	生花行政区会館	道道わかやんト線	生花行政区会館	—	〃

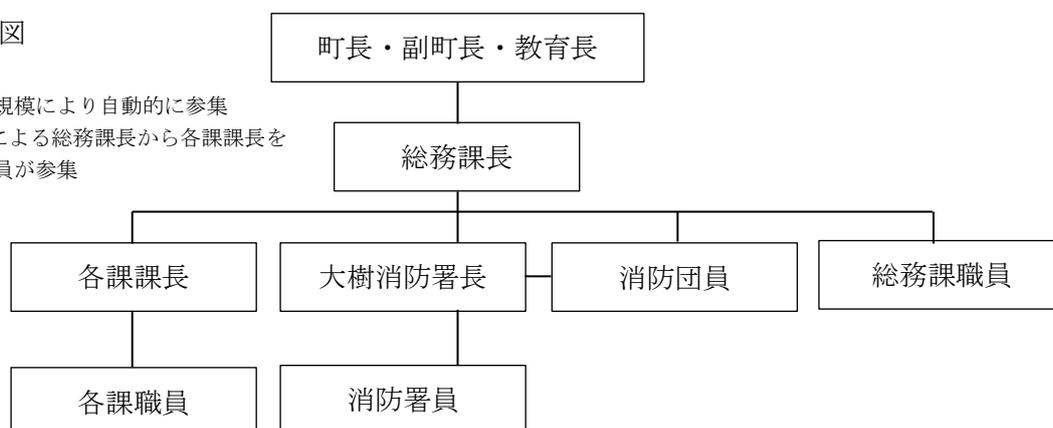
第3節 初動体制(職員の参集等)

1 連絡・参集体制

勤務時間外に、津波警報及び津波注意報が発表された場合の職員(消防団含む)の連絡・参集体制は「大樹町地域防災計画応急対策計画」及び「大樹町職員初動マニュアル」に定めるもののほか、次による。

伝達系統図

1. 災害の規模により自動的に参集
2. 電話等による総務課長から各課課長を通して職員が参集



2 配備体制

区 分	基 準	動 員 配 備 人 員
第1種非常配備体制	津波注意報が発令されたとき	総務課長、企画商工課長、農林水産課長、総務課職員、企画商工課職員、農林水産課職員
第2種非常配備体制 (災害対策本部設置)	津波警報・大津波警報が発令されたとき	全職員

3 津波情報等の収集・伝達

(1) 津波情報等の収集

区 分	基 準	備 考
職員による高台からの海面監視	浜大樹・旭浜・晩成行政区の高台から海面監視及び海岸や漁港への立入り監視 (津波注意報及び津波警報が発令され)	大津波警報発令時は実施しない
津波観測点の情報収集	十勝港潮位観測情報(気象庁) 津波監視カメラ(浜大樹)の映像監視	
全国瞬時警報システム(J-ALERT)からの収集	津波観測情報 津波到達予想時刻、津波到達時刻	
気象庁からの情報提供(北海道防災情報システム・マスメディア)	津波観測情報 津波到達予想時刻、津波到達時刻	

(2) 津波情報等の伝達

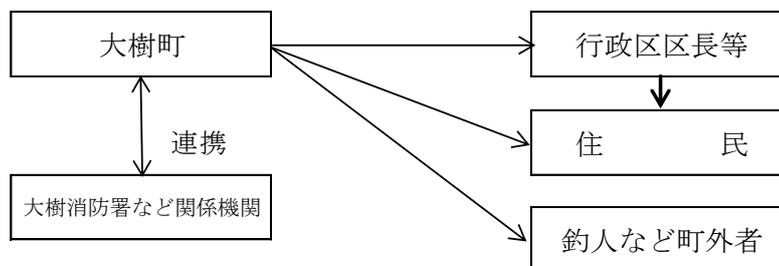
① 伝達事項

- ア 発令された警報の種類(津波注意報、津波警報、大津波警報)
- イ 予想される津波の高さ
- ウ 津波の予想到達時刻
- エ 各地の観測点での津波の高さ状況(観測情報が入り次第)
- オ 津波監視カメラ(浜大樹)の監視及び情報伝達

② 伝達方法

- ア 防災行政無線による伝達
- イ エリアメールによる伝達
- ウ 広報車による伝達
- エ 町内会や地域自主防災組織の責任者を通じての伝達

伝達系統図



第4節 高齢者等避難・避難指示（緊急）及び緊急安全確保の発令

1 発令基準

区 分	津波注意報	津波警報	大津波警報
注 意 喚 起	海岸や港への立入り規制		
高 齢 者 等 避 難			
避 難 指 示（緊急）	状況により避難指示	避難指示（緊急）	避難指示（緊急）
緊 急 安 全 確 保			

※どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

※津波が発生・切迫した状況で町から発令される避難情報は「避難指示」である。

津波でリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。

2 伝達方法

発令基準に該当した場合は、速やかに町民等へ防災行政無線等を通し伝達する。

この場合、休日や時間外の伝達については、総務課職員等の体制が整うまで大樹消防署が実施する。

また、職員及び消防署員が対象地区へ赴き広報車で避難広報を行う。

(1) 指示伝達事項

- ①避難指示等の発令者
- ②避難指示等の理由
- ③避難対象区域
- ④避難先とその場所
- ⑤避難経路
- ⑥注意事項

(2) 避難指示等の伝達方法

- ①防災行政無線による伝達
- ②エリアメールによる伝達
- ③広報車による伝達
- ④町内会や地域自主防災組織の責任者を通じての伝達
- ⑤テレビ、ラジオ、インターネット、SNSを通しての伝達

第5節 津波対策の教育・啓発

- 1 強い地震(震度4以上)を感じたとき、また、弱い地震であっても長時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れて、急いで安全な場所に避難する等、自主避難を徹底する。
- 2 消防団、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者等について、普及を行い、地域防災の要となるリーダーの養成に努める。
- 3 津波防災啓発ビデオなどの啓発資料を用いて津波防災の啓発を行う。特に保育所や小学校など子どもたちの防災教育を行う。

第6節 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の課題の検証を行うため、毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施する。

第7節 積雪・寒冷対策

1 冬期道路交通の確保

道路管理者と連携して、避難路や緊急輸送道路の確保の徹底を図る。

2 避難所の生活環境確保

避難所の暖房設備及び暖房用燃料の備蓄など避難所の生活環境確保に努める。

また、停電などによる暖房設備が使用できない場合のため、電力不要のストーブ購入などの整備を計画的に行う。

3 電力の確保

停電となった場合、北海道電力などと連携して早期復旧となるよう努める。

また、電力が復旧するまでの対応として、発電機の確保に努める。

第8節 その他の留意点

1 釣客等の町外者対策

大樹消防署及び北海道警察と協力して避難広報など避難対策の徹底を図る。

2 要配慮者の避難対策

避難対象地域内における要配慮者の現状把握に努めるとともに、地域と協力して避難プランの策定を行う。

3 地域コミュニティにおける自主防災組織活動の推進

自助・共助の精神に立ち自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが大切である。

地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動や避難行動を行うため、自主防災組織活動の推進を行う。